

会 議 録

会議の名称	平成 26 年 第 5 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 26 年 8 月 28 日 (木)	午後 1 時 31 分から 午後 2 時 12 分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	奥野 浩昭、内野 順弘、出牛 博、新井 千奈美、 浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	渋谷 修身、黒岩 茂夫、益子 研士、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、木村 保、内野 勲、 佐々木 義弘
	被用者保険等 保険者代表	日向 健
	事務局	中田 啓一 (保険課長)、木村 章寿 (収納課長)、 榊田 恵 (保険課課長補佐兼国保係長)
欠席者	江川 知宏 (保険医又は保険薬剤師代表)、近藤 浩之・細野 仁 (被用者保険等保険者代表)、春山 康壽 (保健部長)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議題 第 1 号議案 本庄市国民健康保険税の適正化について その他 報告事項 本庄市国民健康保険条例の改正について 4 その他 5 閉会	
配布資料	・第 1 号議案 資料【諮問書の写し】 ・第 1 号議案 資料 1 本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) ・第 1 号議案 資料 2 本庄市国民健康保険税条例新旧対照表 ・報告事項 資料 本庄市国民健康保険条例新旧対照表	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会 それでは、ただ今から平成 26 年第 5 回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
会長	2. あいさつ 【会長あいさつ】
司会	【本協議会成立の報告】 議事の進行につきましては、規約に基づき会長にお願いいたします。
保険課長	3. 議題 【第 1 号議案「答申書（案）」、資料【諮問書写し】・資料 1・資料 2 を説明】
議長	答申書（案）と本庄市国民健康保険税条例の改正について、事務局から説明がありましたが、これについて委員の皆様から質疑、ご意見等をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。
委員	答申書（案）の文書内の「本市国民健康保険税」は、「本庄市国民健康保険」としていいのでしょうか。また、2. 付帯意見（3）のジェネリック医薬品の差額通知、医療費通知の改善とありますが、どのように改善するのか決まっているのでしょうか。
保険課長	答申書（案）の文書内では全て「本市」として表記してあるため、「本市」で大丈夫かと考えています。また、ジェネリック医薬品の差額通知、医療費通知の改善ですが、これは埼玉県国民健康保険団体連合会と埼玉県内全ての市町村で共同事業として行っているものですので、連合会と意見交換をしながら、被保険者の皆さんに分かりやすい通知の作成に取り組んでいきたいと考えています。具体的にどのような内容はまだありませんが、今後、連合会と協議しながら改善に務めていきたいと思ひますのでご理解いただければと思ひます。
委員	付帯意見（4）に保険税の滞納についての意見がありますが、滞納がどれくらいあるのか教えてください。
収納課長	平成 25 年度の確定前の決算額ですが、現年課税分の収納率は 92.24% で、約 8% が未納です。滞納繰越分の収納率は 22.14%、滞納分のうち 8 割が未納という状況です。全体では 77.03% の収納率になります。本来収納しなければならない調定額は、現年・滞納合わせて約 28 億 9700 万円ですが、実際の収納額は約 22 億 3100 万円で、77.03% の収納率です。平成 26 年度に繰越することになった未収金は、約 6 億 6500 万円となりました。このような決算額になる予定です。
委員	付帯意見（3）の第三者行為、資格適用の適正化の意味を教えてください。

<p>保険課長</p>	<p>第三者行為とは、交通事故等によって加害者がいる場合、本来その医療費はすべて加害者に負担していただくべきであるため、国保で支払った医療費について、被害者である被保険者から損害賠償請求権を代位取得して加害者に求償を行うものです。この場合の加害者は個人ではなく、加害者の代理である保険会社を相手にすることがほとんどです。保険会社の専門家を相手に、職員が対応するのはかなり難しい状況であるため、今後は第三者行為求償事務を国保連合会に業務委託し、求償事務の強化を図っていく予定です。</p> <p>また、資格適用の適正化とは、社会保険に加入した後、国保の脱退手続きをせずに国保の保険証を使ってしまったり、反対に社会保険から抜けた後も国保に加入せず無保険のままという場合があります。そういうケースを早く見つけて、資格を喪失させたり国保に加入させたりして保険の資格を正しい状態にするということです。その他、国保には退職者医療制度があり、定年退職で社会保険から国保へ移ってきた方の医療費について社会保険に負担を求めることができるため、退職者医療制度に該当する被保険者の資格を正確に把握することも重要です。</p> <p>なお、国保の資格がないのに保険証を使ってしまったような場合には、その医療費を返還してもらう事務も行っています。</p>
<p>委員</p>	<p>付帯意見（１）に、被保険者の健康意識を高める保健事業の実施を図り、とありますが、どのような内容のものか具体的な案があれば教えてください。</p>
<p>保険課長</p>	<p>国では、普段から積極的に健康づくりに取り組んでいる被保険者に対しては、できるだけやる気を起こさせるようなインセンティブを与える事業をやってくださいと言っています。周辺の市町でもそういう動きがあり、深谷市では健康づくりを積極的に行うと健康づくりポイントがたまり、そのポイントを商品と交換するという健康マイレージ事業を行っています。他に寄居町や、小規模ではありますが、神川町・上里町でも特定健診やがん検診などに参加した方が健康ポイントを集めて年度末に商品と交換する事業をしています。今後、本庄市でもそのような事業を積極的に進め、被保険者が自ら健康づくりに力を入れていただけるようにしていきたいと考えています。</p>
<p>保険課長</p>	<p>付帯意見（３）の文書内、第三者行為の調整等とある部分ですが、第三者行為の求償事務等とした方が適切であると感じましたので、調整等を求償事務等に改めさせていただければと思います。それから、１．保険税の適正化の（１）から（３）のうち、（３）の実施時期は、（１）には関係なく、（２）の保険税の賦課限度額の変更の実施時期にあたりますので、このまま（３）で良いか、または（２）の中に続けて記載すべ</p>

	<p>きか、ご意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>そのままが良いのではないのでしょうか。</p>
保険課長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
保険課長	<p>もう1点、先ほどご意見のありました答申書（案）の文中「本市国民健康保険税」の表記ですが、「本市」でいいのではないかとお答えしたのですが、やはり正式名称としては「本庄市国民健康保険」ですので、事務局としても迷っています。</p>
委員	<p>本庄市国民健康保険と表記したほうが良いと思います。</p>
保険課長	<p>それでは、答申書（案）の文書内、「本市国民健康保険」の部分、また1. 保険税の適正化（1）保険税率の改定について、の文中にも「本市国民健康保険」とありますので、どちらも「本庄市国民健康保険」に変更させていただくことでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>どちらも正式に「本庄市国民健康保険」に統一させていただくことでよろしいでしょうか。では、そういうことに決定させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、この答申書（案）に訂正を加えたものを正・副会長で確認し、正式な答申書として作成させていただきます。また、条例（案）についてもよろしいでしょうか。それではそのように決定させていただきます。</p> <p>ここで、皆様にお諮りしたいのですが、本来であれば運営協議会の全委員で市長へ答申をしたいところなのですが、全員の調整を図るのが難しいこともあり、答申についても正・副会長に任せていただければと思っています。いかがでしょうか。</p> <p>（異議なしという声あり。）</p> <p>ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。</p>
保険課長	<p>【その他 報告事項について、報告事項資料をもとに説明】</p>
議長	<p>報告事項について、委員の皆様から何かご質問がありますか。ないようですので、報告事項ということでご了承ください。</p>
保険課長	<p>4. その他 【次回運営協議会の日程を提案】</p>
議長	<p>5月に市長から国民健康保険税の適正化についての諮問を受け、その後、委員の皆様には慎重な審議をいただきありがとうございました。今回の協議会で適正化の協議は終了となります。次回の協議会の予定は、来年の2月頃、新年度予算の審議のために皆様にお集まりいただくこととなりますので、よろしくお願います。</p> <p>それでは、本日の議事が終了いたしましたので、議長を下ろさせてい</p>

	ただきます。ありがとうございました。
副会長	5. 閉会 【閉会あいさつ】

平成 26 年 / 2 月 5 日

会議録署名 会長

柿沼 光男